

医療事故調査制度に関する講演会のご案内

- ねらい 改正医療法による「医療事故調査制度」が、本年10月1日から施行されることから、医療事故調査等支援団体として、当該制度に関する理解を深め、医療の安全性確保に向けて適切に対応できるようにする。
- 日時 平成27年10月27日(火) 13:30～15:00
- 場所 公益社団法人徳島県看護協会
住所 〒770-0003 徳島市北田宮1丁目329-18
TEL: 088-631-5544 FAX: 088-632-1084
- 内容 1 講演会 13:30-14:30
「医療事故調査制度の概要～医療事故調査等支援団体の役割について～」
厚生労働書医政局総務課医療安全推進室長 大坪 寛子 様
2 質疑応答 14:30-15:00
- 対象 中国・四国地区9県の看護協会役員、看護管理者、医療看護安全対策委員等
- 募集人数 100人程度
- 参加費 無料 (旅費については自己負担)
- アクセス 別添の地図・駐車場参照
- 申込み 別添の申込書により、各県看護協会へお申し込みください。
- 申し込み 9月4日(金)までに山口県看護協会へお申し込み下さい。

お問い合わせ先
(公社) 徳島県看護協会
担当 緒方 渡川
電話 088-631-5544
FAX 088-632-1084
e-mail: tna2@mocha.ocn.ne.jp